

本所の取扱職種の範囲等は以下の通りです。

国内、全職種

青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和 45 年法律第 98 号）第 11 条により公共職業安定所が求人不受理とすることができる求人者に該当する旨の自己申告があった求人者からの学校卒業見込み者等であることを条件とした求人は取り扱わない